

田子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
R6年度	人 4,592	千円 4,842,961	千円 33,587	千円 770,907	% 15.9	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

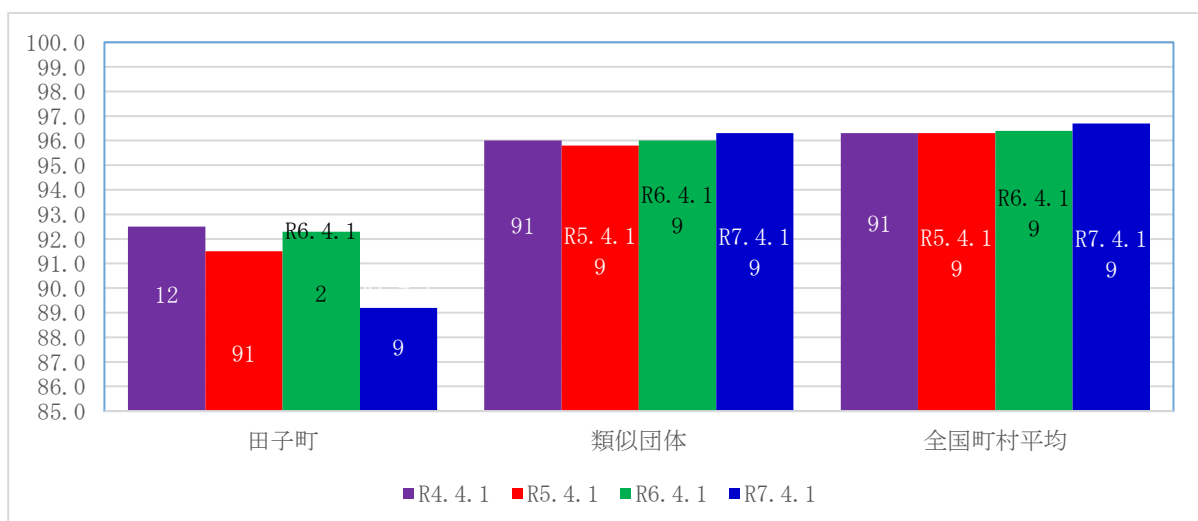
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
R6年度	人 83	千円 275,152	千円 50,606	千円 108,858	千円 434,616	千円 5,236	千円 5,732

(注1) 職員手当には退職手当を含まない。

(注2) 職員数については、R6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※R7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況※省略(田子町では人事委員会を設置していないため)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施**未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）R7年4月1日
 （内容）県から示された給料表を転用した。ただし、田子町では使用していない給料表は使用せず、田子町では使用していない級については削除した。

② 地域手当の見直し※省略（支給対象地域なしのため）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。
 （実施時期）【記入例】R7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、R7年4月1日時点は4%、R8年4月1日からは8%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	R6年度	R7年度	R8年度
国基準による支給割合	%	%	%
△△市の支給割合	%	%	%

③ その他の見直し内容

【記入例】扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当、住居手当、寒冷地手当について、国と同様に見直しを実施。（R7年4月1日実施）

(6) 特記事項特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職（R7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
田子町	43.0	309,400	349,000	341,500
県	42.5	312,300	384,183	349,835
国	41.9	332,237	-	414,480
類団	41.3	312,088	356,051	342,249

②技能労務職（R7年4月1日現在）

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
田子町	51.7	4	271,900	313,500	326,700
内用務員	51.0	2	269,000	322,400	320,300
内その他	54.5	2	275,100	295,800	300,600
国	51.3	1,703	294,567	-	337,907
県	53.7	140	309,925	366,087	341,488
類似団体	49.3	1	29,389	324,478	310,165

区分	民間			参考(A/B)
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
田子町	他に分類されない～	49.3	215,100	1.46
内用務員				
内その他				
国				
県				
類似団体				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
田子町	5,108,100	2,986,400	1.71
内用務員			
内その他			

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(R4年度～R6年度の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- (注1) 「平均給料月額」とは、R7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- (注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (R7年4月1日現在)

区分		田子町	青森県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	192,500円	192,500円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R7年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	252,100円	309,100円	277,800円	344,100円
	高校卒	263,100円	—	380,700円	—
技能労務職	高校卒	—	255,500円	—	274,600円
	中学卒	—	—	—	—

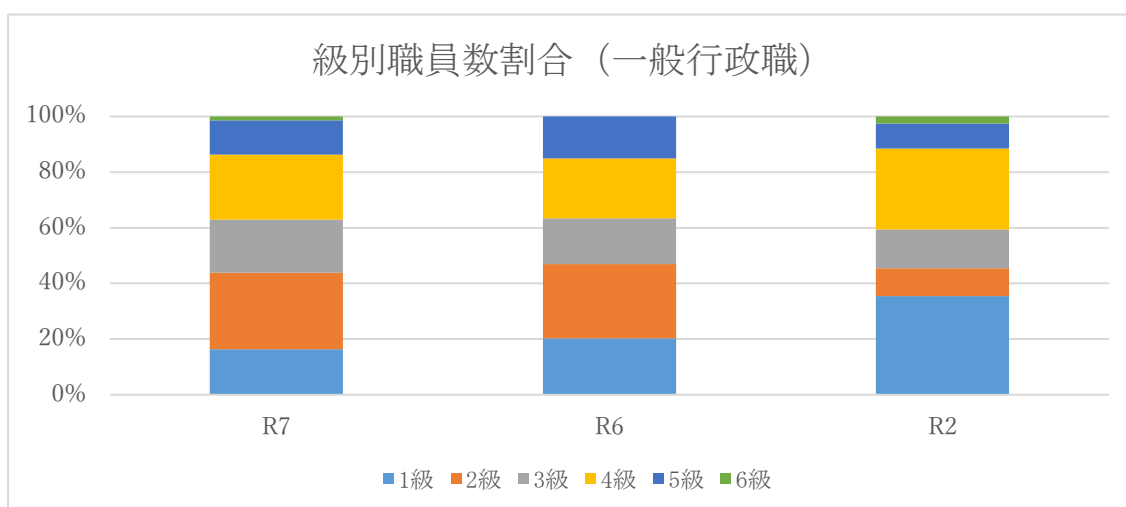
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (R7年4月1日現在)

区分	職務内容	職員数	構成比	1号給	最高号給
6級	参事	1	1.4%	355,200	415,700
5級	副参事(課長等)	9	12.3%	321,300	398,200
4級	総括主幹(グループリーダー等)	17	23.3%	298,800	389,300
3級	主幹	14	19.2%	265,300	354,700
2級	主査	20	27.4%	230,000	308,500
1級	主事	12	16.4%	183,500	258,100

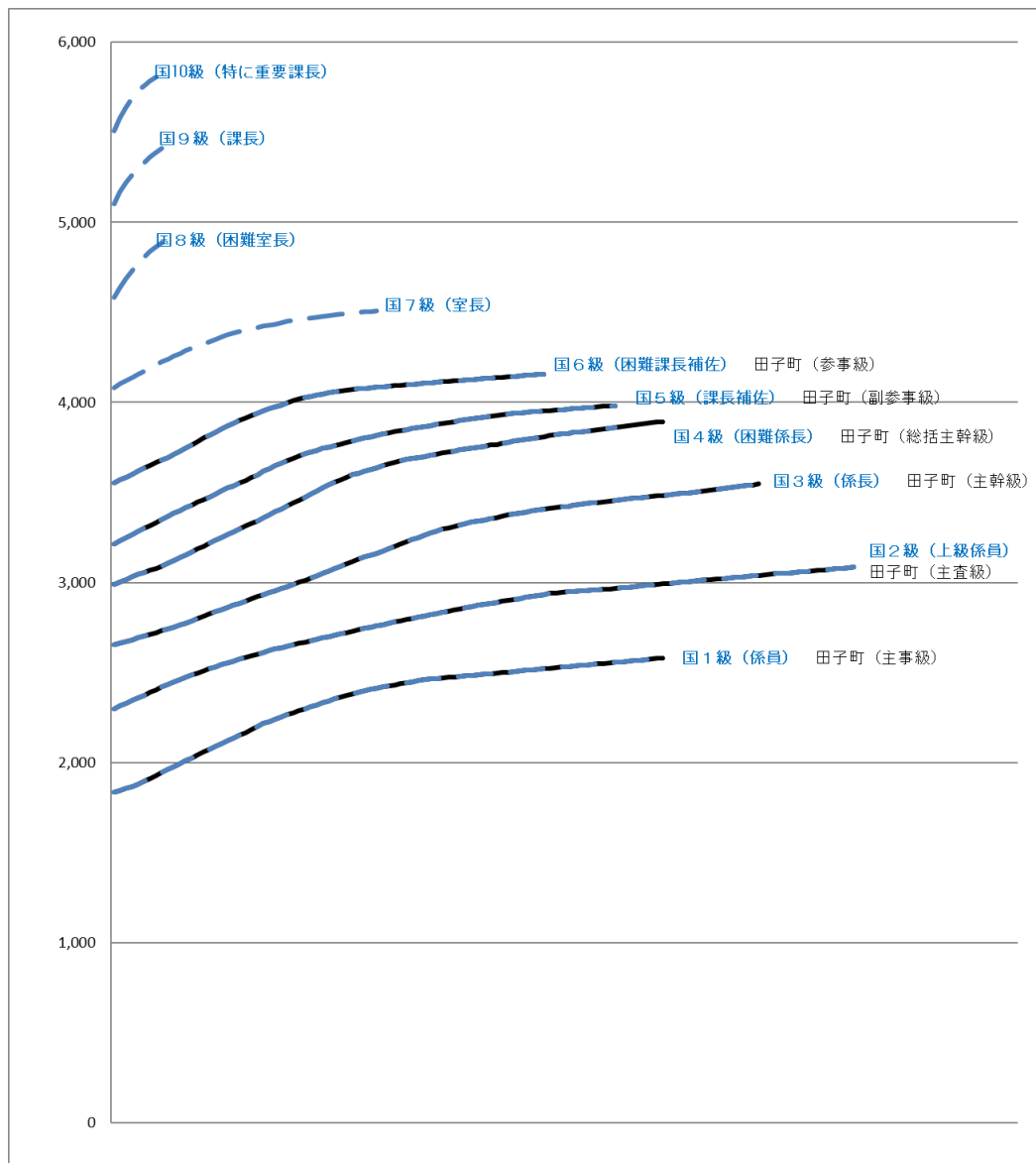
(注1) 田子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) H18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（田子町）

R7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田子町	青森県	国
1人当たり平均支給額(R6年度) 1,411千円(期末・勤勉合算)	1人当たり平均支給額(R6年度) 1,776千円	—
(R6年度支給割合) 期末 2.50(1.40)月分 勤勉 1.99(1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) —	(R6年度支給割合) 期末 2.50(1.40)月分 勤勉 1.99(1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末 2.50(1.40)月分 勤勉 2.05(1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由) —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(田子町)

R7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (R7年4月1日現在)

田子町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・ 定年	(支給率)	自己都合	応募認定・ 定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由) —			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)	定年前早期退職特例措置 (2 ～45%加算) なし —		その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)	定年前早期退職特例措置 (2 ～45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円			

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(注2) 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (〇年4月1日現在) ※支給なし

支給実績 (〇年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (〇年度決算)		円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (R7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		21,137千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		1,056,850円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)		16.1%	
手当の種類 (手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師または歯科医師	診療所において医療に従事したとき	月額400,000円～800,000円
特定毒物取扱手当	薬剤師	診療所において特定毒物や麻薬等を取り扱ったとき	月額3,000円
放射性物質取扱手当	診療放射線技師	診療所において放射線物質を取り扱ったとき	月額3,000円
衛生検査手当	臨床検査技師	診療所において寄生虫もしくは結核菌その他の病原体の検査または調査の作業に従事したとき	月額3,000円
医療待機手当	診療所長に命じられた職員	休日・夜間等の問い合わせに対応するため自宅待機を命じられたとき	平日 700円/日
			休日 1,400円/日
訪問看護待機手当	診療所長に命じられた職員	救急患者及び入院患者の診療のため自宅待機を命じられたとき	平日 700円/日
			休日 1,400円/日
死体処理手当	死体の処理に従事した職員	死体の処理に従事したとき	500円/体
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者もしくは疑いのある患者の救護もしくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	600円/日
エックス線診療補助手当	看護師及び准看護師	診療所においてエックス線診療を補助したとき	500円/回
夜間介護手当	看護師及び准看護師及び介護員	深夜において行われる介護等の業務に従事したとき	3,000円/回
老健待機手当	看護師及び准看護師及び施設長に命じられた職員	老健施設において、休日・夜間等の緊急時に対応するため自宅待機を命じられたとき	平日 700円/日
			休日 1,400円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	23,030千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	186千円
支給実績（R5年度決算）	31,950千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	266千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）	8,900千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	15,478円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
	世帯主または扶養者	19,800円
	世帯主	11,400円
	非世帯主	8,200円
国と異なる制度がある場合はその内容と、 国の制度を上回る場合はその理由	—	

(7) その他の手当（R6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	父母等 6,500円/月 子（～中学生年代） 11,500円/月 ※高校生から大学生年代には、5,000円加算	同	—	15,363千円	21,695円
住居手当	借家・借間限度額 27,000円/月	同	—	8,900千円	23,188円
通勤手当	交通機関利用者限度額 150,000円 自動車 2,000円から 46,000円	同	—	8,698千円	8,529円
管理職手当	課長等 30,000円 グループリーダー等 25,000円	異	単価	11,460千円	28,088円

5 特別職の報酬等の状況（R7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	763,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副町長	604,000 円	846,800 円 / 528,000 円	
	教育長	556,000 円	677,700 円 / 478,000 円	
報酬	議長	283,000 円	318,000 円 / 203,000 円	
	副議長	240,000 円	300,000 円 / 130,000 円	
	議員	225,000 円	251,000 円 / 109,000 円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(R6 年度支給割合) 3.35 月 (加算措置) 有 20%		
	議長 副議長 議員	(R6 年度支給割合) 3.35 月 (加算措置) 有 20%		
退職手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職月数×45.5/100	16,663,920 円	
	副町長	給料月額×在職月数×26.5/100	7,682,880 円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×22.5/100	6,004,800 円	
	備考			

(注 1) 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(注 2) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

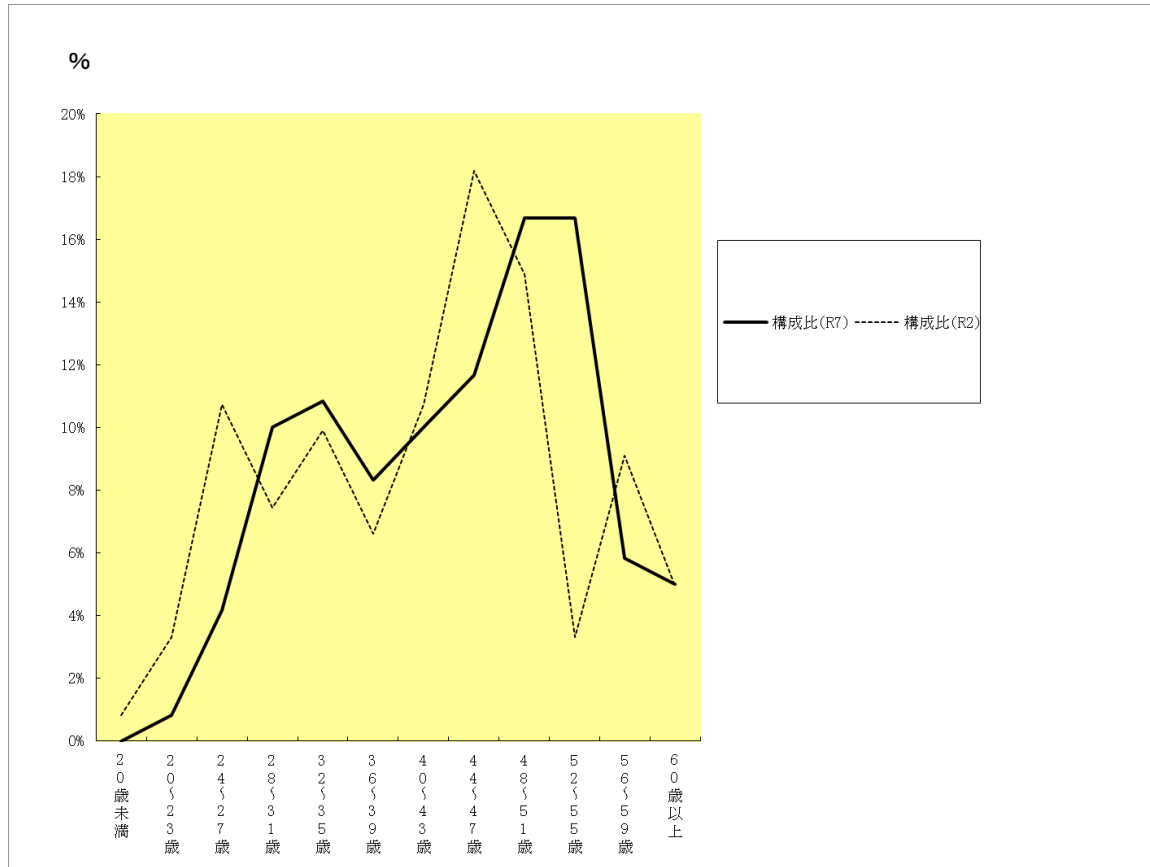
(各年4月1日現在)

			職員数		対前年	主な増減理由
			R6.4.1	R7.4.1	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	・育休職員の復帰
		総務企画	24	24	0	
		税務	5	5	0	
		民生	7	6	-1	
		衛生	6	6	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	11	11	0	
		商工	4	4	0	
	土木	6	6	0		
		計	66	65	-1	
	教育部門	16	15	-1	・再任用職員短時間勤務切替	
	消防部門	1	1	0		
	小計	83	81	-2		
会計部門 公営企業等	病院	12	11	-1	・退職	
	水道	3	3	0	・再任用職員短時間勤務切替	
	その他	26	25	-1		
	小計	41	39	-2		
合計			124	120	-4	
			[160]	[160]	[160]	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数である。

(注2) []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	3人	10人	9人	7人	8人	10人	14人	9人	14人	1人	77人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数	過去5年間の増減率 (%)
一般行政	67	65	65	68	67	65	-2	1.0
教育	16	16	16	14	16	15	-1	0.9
消防	1	1	1	1	1	1	0	1.0
普通会計 計	84	82	82	83	84	81	-3	1.0
公営企業等会計 計	37	33	35	37	41	39	2	1.1
総合計	121	115	117	120	125	120	-1	1.0

(注1) 1各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(注2) 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。